

平成 30 年度事業計画書

自 平成 30 年 1 月 1 日

至 平成 30 年 12 月 31 日

I 国際交流に関する事業 1 頁 ～ 3 頁

II 登録に関する事業 3 頁 ～ 7 頁

III 引退競走馬に関する事業 7 頁 ～ 8 頁

平成30年度 事業計画

本財団は、競馬に係わる国内外の情報の提供および技術交流、軽種馬の登録ならびに競走を引退した馬（以下「引退競走馬」という。）への助成により、国際相互理解の促進、国内外の軽種馬の改良増殖、公正な流通の促進、競馬に対する信頼の確保および馬の福祉に寄与するため、以下の公益目的事業を実施する。

I 国際交流に関する事業（公益目的事業1）

競馬を通じた国際相互理解の促進や技術向上に寄与するため、国内外の競馬に関する情報の収集・提供事業、競馬の技術などの海外との交流事業を実施する。

1 競馬に関する情報の収集および提供事業

(1) 海外競馬関連情報の収集および国内への提供

海外の競馬および軽種馬の生産などに関する定期刊行物・書籍などから、最新の話題やニュースを収集・翻訳・編集し、ホームページなどによって一般に提供する。

- ・「海外競馬ニュース」（毎週・ホームページ）
- ・「海外競馬情報」（毎月・ホームページおよび印刷物）

(2) わが国の競馬関連情報の海外への提供

ア わが国の競馬および軽種馬に関する最新情報の他、関係法令、競馬場、開催日程などの情報を、外国語版ホームページ（英、仏、中、韓）などによって一般に提供する。また、海外からの電子メール・電話などによる各

種問合せに対処し、情報を提供する。

- イ 国際相互理解を促進するため、国内のG 1 レースなどの主要国際競走のライブ映像を海外に提供するとともに、関連する情報を外国語版ホームページなどによって一般に提供する。

2 競馬の技術などに関する海外との交流事業

(1) 技術研修

ア 定期研修

アジア競馬連盟加盟国の競馬統括機関が公募・推薦した者を対象とし、わが国の競馬施行および軽種馬生産の全般にわたる定期研修（年 1 回、8 名程度、12 日間）を実施する。

イ 専門研修

アジア競馬連盟加盟国の競馬統括機関が公募・推薦した者を対象とし、わが国の競馬施行・軽種馬の生産・育成・獣医・装蹄・血統登録などに関し、専門知識の取得および技術向上を図る専門研修（年 1 回、5 名程度、約 1 週間）を実施する。

(2) 技術指導

アジア地域の競馬発展途上国などの競馬統括機関、または公的機関の要請に応じ、当該国の軽種馬関連産業に従事する者を対象として技術指導を実施する。

(3) 国際交流行事など

- ア ドバイ・香港などで実施される国際競走への職員派遣などにより、日本からの遠征馬を支援する。また、わが国の国際競走に参加する人馬、国際競走の取材を目的として来日する報道関係者を支援する。

イ 平成 30 年 5 月、韓国のソウルで開催される第 37 回アジア競馬会議に、わが国から参加する者を支援する。

(4) 中国に関する事業

中国における馬産業の発展、わが国の競馬関連産業の進出に資することを目的とし、わが国の競馬に関する知識や技術などを普及させるとともに、血統登録馬によるレースの、より一層の発展に向け支援する。また、中国の行政関係者の招聘、日本の指導者の派遣および研修生の受け入れによる人材育成に協力する。

Ⅱ 登録に関する事業（公益目的事業 2）

国内外における軽種馬の改良増殖や公正な流通を促進するとともに、競馬に対する国民の信頼確保ならびに国際相互理解の促進に寄与することを目的とし、軽種馬の厳正かつ公正な登録および登録情報の国内外への提供などの事業を実施する。

1 軽種馬の登録事業

(1) 血統および繁殖登録

登録規程、登録規程実施基準に基づいて厳正に審査し、血統登録および繁殖登録を実施する。また、登録した軽種馬に対して登録証明書を交付する。

近年の生産頭数の動向を踏まえ、次の頭数を見込む。

ア 血統登録

| 区 分 | 品 種 | | 平成 30 年の 申込見込み頭数 | 平成 29 年の 申込見込み頭数 | 増減 |
|------|------|-------|---------------------|---------------------|------|
| 内国産馬 | サラ系統 | 当歳 | 6,640 | 6,540 | +100 |
| | | 1歳 | 240 | 240 | 0 |
| | | 計 | 6,880 | 6,780 | +100 |
| | アラ系統 | 当歳 | 5 | 5 | 0 |
| | | 1歳 | | | |
| | | 計 | 5 | 5 | 0 |
| 計 | | 6,885 | 6,785 | +100 | |
| 輸入馬 | | | 130 | 120 | +10 |

イ 繁殖登録

| 区 分 | 品 種 | 性 | 平成 30 年の 申込見込み頭数 | 平成 29 年の 申込見込み頭数 | 増減 |
|--------------|------|---|---------------------|---------------------|-----|
| 血統登録 済みの馬 | サラ系統 | 雄 | 30 | 20 | +10 |
| | | 雌 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| | | 計 | 1,030 | 1,020 | +10 |
| | アラ系統 | 雄 | 1 | 1 | 0 |
| | | 雌 | 2 | 2 | 0 |
| | | 計 | 3 | 3 | 0 |
| 輸入馬 | 雄 | | 3 | 3 | 0 |
| | 雌 | | 110 | 110 | 0 |
| | 計 | | 113 | 113 | 0 |

血統および個体識別の明確化を図るため、血統登録申込馬のすべておよび繁殖登録申込馬のうち必要な馬に対し、毛根検体によるDNA型検査を実施する。平成30年度のDNA型検査頭数は7,360頭、芦毛の遺伝子検査頭数は750頭が見込まれ、これらの検査は公益財団法人競走馬理化学研究所に委託する。

(2) 馬名登録

馬名登録実施基準に基づき、迅速かつ適正に審査・登録を実施する。近年の血統登録の動向を踏まえ、次の件数を見込む。

| 区分 | 見込み件数 | | 増減 |
|-----------|---------|---------|----|
| | 平成 30 年 | 平成 29 年 | |
| 馬名登録 | 7,000 | 7,000 | 0 |
| 馬名変更 (内数) | 200 | 200 | 0 |

2 血統登録などの情報提供事業

(1) 軽種馬の登録情報などの提供

血統登録、馬名登録などの各種情報をホームページなどによって一般に公開する他、競馬主催者団体、軽種馬生産者団体およびマスコミなどに提供する。

(2) 血統書の発行

登録した軽種馬を国際基準に基づき和文血統書（サラブレッド、その他の品種）、欧文血統書（サラブレッド、アラブ）に登載し、ホームページなどによって国内外の一般に公開する。

(3) 軽種馬統計などの発行・公開

ライフステージ別の統計データ、輸出入などのデータを取りまとめ、「軽種馬統計」を発行する他、統計データをホームページによって一般に公開する。

(4) 個体情報の提供

血統登録した馬に対しては、「馬の健康手帳」に貼付する個体確認書を交付する。

3 海外の血統書統括機関との連携事業

(1) 国際血統書委員会（I S B C）への参画

9月下旬に英国のニューマーケットで開催されるI S B Cに、アジア地域代表として出席し、血統登録の要件などの国際基準を確認する。また、国際間の血統書承認に関する諸案件などを協議する。

(2) アジア・オセアニア血統書委員会（A O S B C）会議の主宰

平成30年5月、A O S B C事務局として韓国のソウルで開催される第14回A O S B C会議を主宰する。

(3) 承認を希望する国の調査・指導・査察

I S B Cのアジア地域代表として、新たに血統書の承認を希望する国の調査、血統書承認国に対する現地査察や業務指導を実施する。

(4) 軽種馬の輸出入などに関する事務

ア 輸出証明書などの交付

軽種馬の輸出入に当たり、国際基準に基づく当該馬の輸出証明書および個体識別手帳（パスポート）の交付・受領などの業務を、相手国の血統書統括機関との間で実施する。

イ 馬名の承認に関する事務

国際基準に基づいて、出生国の承認が必要となっている馬名に対しては、相互に審査を実施し、馬名の登録および変更を承認する。

4 登録事業に関するシステム関係事業

登録業務に係わるオフィスコンピュータのハードウェア等の定期更新を実施する。

また、平成29年に電子端末を利用した登録審査が一部実施可能となった

が、引き続き平成 31 年の全面移行へ向け、システムの開発および改善に取り組む。その他、新元号への対応および個人データの安全管理のため、システムを改修する。

併せて、競馬主催者および生産者団体などとの競馬情報および登録情報の安定した送受信を図るため、システムを適切に管理・運用する。

5 競走馬マイクロチップ埋込推進事業

軽種馬へのマイクロチップの埋め込みを推進するため、埋め込みに要した費用の一部を生産牧場などの飼養者に助成する。

Ⅲ 引退競走馬に関する事業（公益目的事業 3）

一般市民に引退競走馬と触れあう機会を提供し、馬の魅力を伝えるとともに、豊かな人間性の涵養と競馬に対する国民の信頼確保に寄与することを目的とし、引退競走馬の繋養展示活動への助成および情報提供などの事業を実施する。

1 引退競走馬の繋養展示活動への助成事業

（1）繋養展示活動への助成

競走、繁殖、乗馬などの経済活動を終えた高齢の引退競走馬のうち、競馬の発展に貢献した名馬を繋養展示する所有者に対し、対象馬の飼養費などに係る経費の一部を助成する。

（2）馬名プレートの提供

繋養展示する施設を訪問した一般市民に対し、助成対象馬の情報を分かりやすく伝えるため、展示施設に馬名、血統、毛色、競走成績などを表記し

たプレートを提供する。

2 引退競走馬の情報提供事業

ホームページやパンフレットにより、引退競走馬の近況や繋養展示する場所などの情報を一般に提供する。